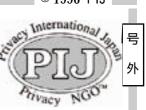
季刊発行 一部800円/年間購読料3,000円(税込み・〒共)

号外1996/04/15発行

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)



自治省の

玉

民総背番号制度

玉

国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

### ■ 治省は、現在、各市町村に散ら 自治省研究会は、その後も検討を行 で一 夕監視社会 化プランを批判する デー 夕監視社会 化プランを批判する 一九九六年四月二日運営委員会承認 一九九六年四月二日運営委員会承認 に対する見解

月に「中間報告」を発表した。 この自治省研究会は、昨年(九五)年三

を浴びたように、この「中間報告」は数多団体(NGO)、学識者などから厳しい批判号制度 に加え、 国民皆登録証制度 の導号制度 に加え、 国民皆登録証制度 の導 この「中間報告」は、北欧諸国などで採

くの問題を含んでいた。

全国の市区町村と専用回線で結んだ都道府 4情報 (氏名・住所・性別・生年月日)を、 ードは、 県および全国単位のセンター を設けること 全国ネットワークで一元管理するために、 こと。さらには、全国の住民にランダムに 給し、広範な分野で番号コードを利用する 番号コード・カード ( 住基IDカード ) を発 付けられた10ケタの番号コードおよび基本 人一番、が基本となること。また、各人に 九六年三月二八日に「最終報告」を公表した。 その中で、 自治省研究会は、その後も検討を行い の方針を明らかにした。 生涯不変、 各人に付けられる住基番号コ 全国一連、

ので発表することにした。を慎重に検討し、見解をまとめるに至ったFFJ運営委員会は、この「最終報告」

影響を及ぼす

データ監視社会化

の提案

まさに私たち国民の精神的自由に多大な

《主な記事》

自 (最終報告) に対する見解 治 民皆 の 登 録 玉 証民 総 制 度 番 号 制 入 度 案

自治省「最終報告」に関する新聞の解説・社説構築等に関する研究会最終報告の要旨住民記録システムのネットワークの

政策決定をさせてよいのか行政官僚にこのような重大な

いることである。
「最終報告」の最大の特徴は、自治での「最終報告」の最大の特徴は、自治である。

かされる(形になってしまう。に作り上げた(国民総背番号制度の中で生すれば私たち国民は、行政が一方的に巧みこの「最終報告」が現実のものになると

化社会 の方向をめざしている。 番号化社会 のみならず、IDカードがな たんに番号コードなしでは生活できない たんに番号コードなしでは生活できない たんに番号コードなしでは生活できない この「最終報告」は、行政が、住基番号コードを織り込んだ身分証明

こうした重大な意味を持つ制度の検討に

常としか言いようがない。常としか言いようがない。 常されて、「最終報告」が出される状況は異ない。 国民のコンセンサスや、 はならない。 とに、まず という形で、一

まった目記りできたが、これに象の最たる例の一つといえる。まさに国民不在、行政優位国家現

ればならない。

コとに対し、遺憾の意を表さなけいで、立法府である策定・発表について、立法府である策定・発表について、立法府である対し重大な影響を及ぼす政策方針の対し重大な影響を及ぼす政策方針の対し重大な影響を及ぼす政策方針の

つがらないともいえない。な 行政による過誤政策の決定 についで、「住基番号コード」が、新たんじゅ」、「薬害エイズ」、「住専」にんじゅ」、「薬害エイズ」、「信専」に「長良川河口ぜき」、「高速増殖炉も

に求めたい。代表者として積極的に対応するようこの問題の重大性を認識し、国民の立法府の構成員(議員)に対し、

# エスカレートする住基番号コード制度は

一連、一人一番号を基本とした住基「中間報告」では、生涯不変、全国

した論調であった。背番号制度の導入を前面に打ち出番号コード制度、すなわち、国民総

っている点がめだつ。 国民皆登録証制度 の導入をねら〔住基□カード〕を持たせるといった〔集積回路〕仕様による身分証明証(ま積回路〕仕様による身分証明証とがに、国民一人ひとりにIC人確認制度のネットワーク化をスロスに加え、「最終報告」では、本これに加え、「最終報告」では、本

緩衝策がとられている。では、さまざまなパッチワーク的な「中間報告」に比べ、「最終報告」

が示された。

たとえば、これまで「番号」「制度」たとえば、これまで「番号」「制度」を食わせている。また、番号コードは、「生涯不変」から「原則として生涯不変」をしたり、ら「原則として生涯不変」を良力してり、では、「システム」という言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「コーという言葉を使っていたのを「出きなどが典型である。

理由があれば変更が可能の氏名の場合と同様に、本人に正当な

誤ることになる。 治省「最終報告」の問題の本質を見緩衝策に目をうばわれていては、自ト化のための、こそくなミクロ的なしかし、こうしたイメージのソフ

うに、いったん導入を許すと、役人消費税の導入の場合に見られるよ

な視野からの検討が必要といえる。

まず、

国民および国会による広範

である。 エスカレートさせていくことは必至は「緩衝策」を取り払らい、制度を

なければならない。とっては、まさに 寝耳に水 と言わ主導することについて、多くの国民にな影響を及ぼしかねない立法を行政がな影響を及ぼしかはないの人権に多大

えられていない。 内容を吟味する、十分な時間すら与設けた私的研究会の「最終報告」のほとんどの国民は、一行政官僚の

言語道断といわなければならない。 に対する国民的なコンセンサスがな したがって、住基番号コード制度、 したがって、住基番号コード制度、 とが確認されなければならない。 では「番号制度の是非を考える」際 まず、「最終報告」は、国民にとっ

の視点の欠如生活者の人格権保

護

下した。
害し、憲法違反』とする旨の判断をは、憲法が保障する「人格権」を侵とにつながる住民基本台帳番号制度所は『個人を全人格的に管理するこ所は『個人を全人格的に管理するこ

終的には廃案となった。 をおいては、国民の強い抵抗に会い、最本の、国民背番号制度の導入が提案がれた。しかし、この提案は、国民の人格権を国が支配し、監視社会のの人格権を国が支配し、監視社会のの人格権を国がする。この提案は、国民が開業は、多目的利用を前提とした。

ることからも分かる。 個人の人格権を制度的に保障してい である。このことは、憲法一三条が を来、個人情報は「各個人の財産」 た。しかし、この提案は国民の強い た。しかし、この提案は国民の強い だ。しかし、この提案は国民の強い が調でも、一九七〇年に「各省 という名の国民

の国になることを標榜している。各個人の暮らしを尊重する生活者中心義を基調とした国を目指していない。もはやわが国は、行政主導の集団主

こうした方向性を勘案すると、

行

最大限に尊重するように求められる。ように求められる。同時に、行政は、ように求められる。同時に、行政は、たえずサービスの充実向上に努めるは、国民の行政サービスに対する政は、国民の行政サービスに対する

きことについても同様である。 国民の人格権の尊重という観点か 国民の人格権の尊重という観点か 国民の の事力に強がる、国民一人ひとりに強制 もつながる、国民一人ひとりに強制 もつながる、国民一人ひとりに強制 もつながる、国民一人ひとりに強制 もつながる、国民一人ひとりに強制 もつながる、国民一人ひとりに強制 は絶対に避けられなければならない。 国民の人格権の尊重という観点か 国民の人格権の尊重という観点か

守りわが国をデータ監視社会にしな効率こそ、私たちのプライバシーをも知れない。しかし、まさにこの非率的ではない、という批判があるか複数の限定番号が並存するのは効

は、憲法で保障された私たち生活者のネットワーク化が発達した今日でこうした考え方は、コンピュータコスト と考えるべきである。いために払うべき、必要最小限の

いう視点を欠いている。 はじめに番号制度ありき といった行政官僚の考え方を、そのままな全人格的に管理しよう という意いの はじめに番号制度ありき という この点、「最終報告」は、これまでこの点、「最終報告」は、これまで

障について検討するに至っていない。イバシー権」を認めた上で、その保始している。真に国民の「情報プラ対しては、つけ足し程度の提案に終対の、といった国民の側の課題に各個人の人格権を制度的にどう護

# 管理システムの真偽 分権的 な住基番号コード情報

のくらしに身近な市区町村のサービか、行政の効率化、とりわけ私たち大国への転換が課題とされているなードの導入が必要不可欠のように説政サービスの提供には、住基番号コ政サービスの提供には、住基番号コロ

アアア、こうアニ帝国は、夏玄ztがのように結論が導かれている。 号コードの導入が絶対に必要であるスの充実・向上のためには、住基番

のでもない。

正当化しようという考え以外の何もした。地方公共団体の自治権の軽視。を、国民の人格権の軽視。を、ば、行政の簡素効率化。を旗印とば、活政の簡素効率化。を旗印とは、こうした論調は、裏返せ

要といえる。

の人格権を護るために、ますます重

しかし、こうしたシステムを国のこぶるあいまいであった。て構築するつもりなのかどうか、すコードの制度が、国のシステムとし先の「中間報告」では、住基番号

システムとすることについては、憲

判をかわそうと努めた跡が見られる。テム(を装うことにより、こうした批公共団体共同の分散・分権的なシスとなるとの批判が強かった。 地方となるとの批判が強かった。 じがする大きなインパクト法第八章で制度的に保障された「地

番する形とした。

本とえば、「中間報告」では、自治しない10ケタの数字からなる番号コーがを表表でいた。これに対し、する方法を考えていた。これに対し、する方法を考えていた。これに対し、するが主導して全国一律に一斉に付番省が主導して全国一律に一斉に付番当る形とした。

また、住基番号コードと基本4情

をしている。 は、自治省所管とせずに、一部事務 は、自治省所管とせずに、一部事務 である。つまり、全国単位センター センター(中央センター)が、一例 を行うために創設される、全国単位 を行うために創設される、全国単位 を行うために創設される、全国単位 をしてはどうか、といった提案 をしてはどうか、といった提案

ぎない。 といった判断に基づいた懐柔策に過悪という常とう手段を使えばよい、悪という常とう手段を使えばよい、のまり、ともかく住基番号コード

うのだが、どうだろうか。当人達が最もよく分かっていると思この点は、「最終報告」をまとめた

# 禁止条項削除でよいのか地方条例からオンライン

たる例がある。 視しているかを明らかにしている最団体の自治権 や市民の人格権を軽「最終報告」が、いかに 地方公共

禁止条項 としている点である。 . を、緩和・削除させよう に盛られた・オンライン 地方自治体の「 個人情報

盛り込んでいる。 ンライン禁止・制限に関する規定を の自治体が、 定している。 方自治体が、個人情報保護条例を制 現在、全国で一、一〇〇余りの そのうち、八四〇余り 他の団体との情報のオ 地

報の流通にとり障害となるのが、こ 条項の緩和・削除を各自治体に求め 省は、これまでも、オンライン禁止 のオンライン禁止条項である。自治 となるとすれば、住基番号コード情 住基番号コード制度が現実のもの

性をうたっている。 向上していることなどをあげ、オン 自治体の個人情報保護技術の水準も は不可欠とされていること、 る伝送機能が現代の情報処理技術で ライン禁止条項の緩和・削除の必要 最終報告」では、 通信回線によ 地 方

い点も多い。 同じ次元の問題としては考えられな プライバシー 保護」とは、 ティ (データの安全)」と「住民の しかし、単なる「データ・セキュ 必ずしも

止条項を置いたことの本来のねらい 地方自治体が条例にオンライン禁

> Ιţ 見なければならない。 む しろプライバシー の保護にあると データ・セキュリティよりも、

関(オンブズパーソン)も設けられ 処理等を専門に取り扱う独立した機 についてはまったく規制していない。 個人情報保護法は、データ照合など それにもかかわらず、現在ある国の 間機関での利用も想定されている。 体のみならず、国の機関や一定の民 の中では、まちがいなく最低に近い。 タ・セキュリティの水準は上がって は適用がない。 プライバシーの苦情 ライバシー保護の水準は、 れが現実であるとしても、 きているのかも知れない。 ていない。 また同法は、まったく民間機関に 住基番号コード制度は、 最終報告」が言うように、 日本のプ 地方自治 先進諸国 仮に、そ

でもほぼ同じである。 況は、各自治体の個人情報保護条例 もっとも、こうした ザル法 状

ぐファー ムバンキングなどを含め、 オンライン禁止条項を制定・強化し、 らない。 住民情報の目的外使用・外部提供を 自治体と銀行とをオンラインでつな できる状況にない、とみなければな たオンライン禁止条項を緩和・削除 わが国は、各自治体条例に盛られ むしろ、 全国の自治体は、

引き起こす可能性が高い。 和・削除を行うことは、プライバシ 況のまま、オンライン禁止条項の緩 厳格に規制すべきである。 ための法的環境整備が遅れている状 侵害の恒常化など、大きな問題を 現在のようなプライバシー ・保護の

たる。。 障された「地方自治」への介入にあ に対し、 条例で規定しているのである。 これ 確たるものにすることをねらいに、 憲法および法律の許容する範囲内で ン禁止条項を、 ことは、厳に慎まなければならない。 まさに、憲法第八章に制度的に保 そもそも地方自治体は、 自治省が不要な介入を行う 住民の人格権保障を オンライ

(国民登録証) なしでは歩けなくなる いずれは住基番号コード・カード

含まれている。 録証ならぬ 近いシステムの導入といった提案が 最終報告」には、現行の外国人登 国民皆登録証制度 に

ード)を発行することになっている。 民皆登録証制度 民総背番号制度 いることが分かる。 式の住基番号コード・カード (住民カ つまり、市区町村は、全国共通の様 したがって、自治省は、単に のみならず、 の導入もねらって 玉 玉

> 行することになっている。また、こ 民登録証 ることも考えられている。 の住基IDカードは、顔写真入りとす 住民カード (住基IDカード)」を発 ドが記録された、全国共通仕様の 市区町村は申請に基づいて、 である各人の住基番号コ 国

ていることである。 民カード という言い回しが使われ 化するために、 という「くらいイメージ」をソフト とがある。一つは、 ここで注意しなければならないこ 全国共通仕様の住 国民登録証

ソフト化するために、形だけの任 ドの 強制交付 いることである。 意申請 という懐柔策が用いられて そして、もう一つは、 というイメージを 住基ID カー

がいやなら、住基IDカードの交付を く意味がない。「カード(国民登録証) が明確にされていなければ、まった くつでしかない。 申請しなければよい」、というのは理 請者)に対する不利益取り扱い禁止 しかし、交付を望まない者(非 申

サービスが受けられなくなる、 実質的に緊急時あるいは日常の行政 されている。 の際には、カードの利用がイメージ 緊急時等の安否確認 たとえば、「最終報告」に盛られた 住基Dカードなしでは、 ゃ 投票 ある

憲法第二五条で制度的に保障されなることは容易に想定できる。いは受けにくくなる、という事態と

いったん、こうした住基Dカードがる。のカードで左右される構図ができあた生存権が、各人に発給された一枚憲法第二五条で制度的に保障され

にもなりかねない。 していく。カード不携行者は、令状ード携行の義務化へとエスカレートの交付を許すと、役人の発想は、カいったん、こうした住基IDカード

「最終報告」が考える住基Dカード「最終報告」が考える住基のものでは、IC〔集積回路〕仕様のもので時には多人の背番を使って、住基番号コードや4情報を使って、住基番号コードや4情報を使って、住基番号コードや4情報を使って、住基番号コードや4情報を使って、住基番号コードや4情報を使って、住基番号コードを引がしため、カードの表面には各人の背番を使って、住基番号コードの表面には各人の背番を使って、住基番号コードの表面には各人の背番を使って、住基番号コードの表面には各人の背番を使って、

**所列島 の誕生である。** まさに、 データ監視による収容

いる』とのことであった。
ち腐食し易い素材を意図的に使ってに悪用されたりしないように、むしに悪用されたりしないように、むしは連邦社会保障庁(SSA)フメリカの社会保障番号(SSN)アメリカの社会保障番号(SSN)

防ぐのがねらいという。 号証(国民登録証)としての利用をについて、カードを発行していない。 これは、TINの目的外利用を防これは、TINの目的外利用を防について、カードを発行していない。 これは、TINの目の外利用を防にしていて、カードを発行していない。 これは、オーストラリアは、課税

も、カードは発行していない。デルともなっているスウェー デンでイメー ジする国民総背番号制度のモまた、この自治省の私的研究会がまた、この自治省の私的研究会が

本人確認も容易にできている。も様々な「カード」を保有・携帯し、としている。しかし、国民は現在でットワークの構築 がねらいである制度創設は、 本人確認のためのネ「最終報告」では、住基番号コード

涯不変、全国一連、一人一番号」を 権を、一枚のカードの発行は、税金 を対づかいである。 のムダづかいである。 のムダづかいである。 を表に、こうした新たな、しかも をがある。 のムダづかいである。

| 質別は、シリー・ショウはではなど、まったく望んでいない。| 込まれたIC仕様のカード」の携行

期的に確認されるようなもの。まるで、日本国民であることを、定ドの更新が必要」というに至っては、外である。「顔写真入りの場合、カー外である。「顔写真入りカード」の携行など論顔写真入りカード」の携行など論

こうしたカードが真に必要なのは、まいし、言語道断である。 指名手配写真の貼り替えではある

近年問題を次々と起こして国民に迷

ード」制の導入を、提唱したい。ンバー」制と、「ゴールドIC監視力家のみを対象にした「ステータス・ナ家のみを対象にした「ステータス・ナーの外郭団体幹部を含む)や政治この際、一定ランク以上の高級官僚

結局、行政分野での利用は無制限

明らかにされていなかった。に利用するつもりなのか、必ずしも制度は、どういった行政分野や目的「中間報告」では、住基番号コード

た番号コードの無制限利用を放置すPIJを含め、各界から、こうし

確

基本とした「住基番号コードの織り

インを示した。インを示した。 ある程度のアウトラ号コード制度を利用できる目的及び点、「最終報告」では、行政が住基番基調に対しては、批判が出た。このることにもなりかねない中間報告の

及び分野での利用が想定されている。と、住基番号コードは次のような目的「 最終報告」が示したところによる

日役所へ取りに行く者もいない。住民票を、スーパーへ行くように毎人は、いらないはずである。実際、生涯不変、全国一連、一人一番号」格的に行政が管理することも可能なこうした目的のために、各人を全人こうした目的のために、各人を全人した事務を利用・経験するのか、原した事務を利用・経験するのか、原した事務を利用・経験するのか、原

### 本人確認事務、

:認事務・共通番号」目的での利用二つ目は、「他の行政機関での本人共通番号目的での利用

である。 つまり、

パスポート 発給時の本

換の際に使用する、 号など、他の行政分野とのデータ交 際の本人確認、などの目的での利用 その他各種の行政サービスを受ける の利用である。 である。 人確認、 また、納税者番号、年金番 選挙の際の本人確認 共通番号として

たっている。 バシー の保護 づくこと および 徹底したプライ 度の利用にあたっては、 二つ目の目的での住基番号コード制 ちなみに、「最終報告」では、 が前提となる旨をう 法令に基 この

なっていないことを意味する。. . . 行政ではほとんどコモン・センスと 返せば、こうした当然なことが今の 基番号コードの利用という、一見す この点を報告にうたったことは、裏 至極当然なことであるが、あえて 一方、私たちは、法令に基づく住

状況にあるからである。 令の改廃などほとんど自在にできる からである。つまり、 ほとんど法律を作れない状況にある 府は、行政府の力を借りなければ、 おく必要がある。 余り歯止めにならないことを知って なぜならば、現在のわが国の立法 行政府は、法

> できる。 ード制度の導入を許せば、 により、 コードの利用範囲は、みるみるエス カレートしていくことは容易に想像 したがって、いったん住基番号コ 法令に基づく 住基番号 行政主導

づき 利用する「権限」を、自治省がどこま ある。たとえば、大蔵省が 措置」の方も、縦割行政のもと、自治 省にできることは限られているはずで で また、「 徹底したプライバシー 保護 規制できるというのか。 住基番号コー ドを納税者番号に 法令に基

プランを住基番号コード制度導入の など、具体的な提案を示して欲しい。 理機関(オンブズパーソン)の創設 ほかである。 ための懐柔策に使うなど、もっての 会直属のプライバシー 問題の苦情処 さらに、できるというのなら、議 絵にかいた餅 のような幻の規制

国民登録証 での利用 (Dカード)目的

ると 規制 にみえる表現も、

実は

では、住基番号コードの織り込まれ 入目的での利用である。 すでに指摘したように、「最終報告」 三つ目は、「国民皆登録証制度」 住基番号カード (住民カード) 導

う口当たりのいい装丁をとってはい 全国共通仕様の住民カード ع ۱۱

の発行を想定している。

(ID) カード るものの、 ることになってしまうのか。また、 IDカード」の携行を行政に求められ 私たち国民は、どうしてこうした 実体は の仕組みである。 国民身分証

ば、カードなど必要ないわけである。 ゕੑ 政局長の私的研究会が決められるの 発行など不必要である。 覚えるのは容易であるし、 しても、番号を本人が覚えてしまえ 生涯使う番号コードというのなら、 仮に住基番号コードを導入すると まったく解せない。 カードの

の発行など、論外である。 ろん、顔写真入りのIC仕様のカード 発行は絶対に許してはならない。 もち 携行者を連行できるような事態にエスDカードを国民全員に携行させ、不 カレートさせないためにも、カードの

番号コード制度を利用できる目的や 分野が、一見、 にも見える。 中間報告」とは異なり、 表面的に「最終報告」を読むと、 報告の言い回しはソフトだが 特定されたかのよう 行政が住基

報告」は、「国民総背番号制度」のみ ならず、「 国民皆登録証制度」 の導入 拡大できる構図になっている。「最終 際は、行政分野での利用は、無制限に しかし、すでに分析したように、実

> といった、私たちの人格権や生存権に 多大な影響を及ぼす提案である。

明

イバシーを包括的に管理できる(デ まさに、全行政機関が全国民のプラ ためのネットワークの構築とは、 にほかならない。 「最終報告」が目指すの本人確認の 夕監視社会の構築 のための提案

どうしてこうした提案を自治省の行

らない。 表面的な言葉に振り回されてはな

# プライバシー 保護策の内実

に点検してみる。 以下においては、「最終報告」に盛ら プライバシー 保護策について様々な れた保護策の内実について、個別的 角度から検討しているように見える。 制度の導入にあたり必要と思われる 最終報告」では、住基番号コード

本当に可能なのか 特別の法的保護策の実施は

では、 たり、 多い。この点を勘案し、「最終報告」 込むべきであるとしている 護条例を制定していない地方自治体も 今日に及んでも、いまだ個人情報保 住基番号コー ド制度の導入にあ 独自の個人情報保護措置を盛り 住民基本台帳法のような法律の

現在でも、住民のプライバシーを護 はさておき、この提案そのものは、 住基番号コード制度の導入の是非

るためには当然に必要とされる措

名簿業者などによって たく理解に苦しむ。 策がとられてこなかったのか、 台帳記載情報の抜本的な法的な保護 ている今日、なぜ今まで、住民基本 住民基本台帳記載の 3個人情 市販 説報が、 まっ され

の立法化をはかるべきである。 ぐに国会にお願いして法的な保護策 住基番号コードはいいから、今す のない役人に国民は何もまかせ 実

的での利用も考えている。 機関での本人確認事務・共通番号目 目的および分野を、 が住基番号コード制度を利用できる 務に限定していない。 ところで、「最終報告」では、行政 住民基本台帳 他の行政

としている。 ための法的措置をとる必要がある、 利用に係る、独自の個人情報保護の 最終報告」では、住基番号コード

策を示さざるを得まい 情報保護法の枠内で、 権」さえも認めていない現行の個人 シー 保護の措置をとれるとは思えな 機関を拘束する、抜本的なプライバ 縦割行政の力関係を超えて、 しかし、現行の個人情報保護法 結局は、「自己情報コントロール 不完全な 全行政 対応

〔図1〕SPAR入力情報の内訳

国籍(スウェーデン人、その他) ・婚姻関係(独身、既婚、離別、etc.)

・婚姻関係を最後に変更した日付

認知関係(たとえば、妻・夫のPIN

子ども等扶養者のPIN)

・PIN (国民背番号)

・氏名 ・住所 ・管理教区

・本籍地 ・出生地 に国民の前に実行力を見せて欲しい。 自治省がやれるというなら、今すぐ

センター 保有の情報内容が 拡大されない保証はない

している。 道府県単位センター を設けることと の登録管理・改訂、バックアップ等 センター (中央センター) および都 の事務を担当するための、全国単位 報 (基本情報+住基番号コード) 終報告」では、住基番号コード

している。 よび生年月日の基本4情報と、 きるデータは、氏名、住所、 コードに限定されるべきである、と このセンター のファイルに記録で 性別お 番号

ェーデンの中央センターへSP総背番号制度を実施している、 デルとしている出生番号方式の国民 ちなみに、この「最終報告」がモ デンの中央センター(SPAR) スウ

> では、広範なデー 夕が各人のファイ ルに記録されている。(図1)

各人のファイルに入力するデータを 限定するにしても、法令の改正を行 基本台帳法のような法律で、センタ 保証はまったくない。たとえ、住民 拡大しようと思えば、容易にできる。 れるように、将来、センター にある こうしたスウェー デンの例に見ら のファイルに入力する基本情報を また、拡大入力をしない、という

「DNA」をと、入力情報は次第にエ スカレートしていくに違いない。 気治療や犯罪捜査が容易なように で、広範な情報を収集・保有すること も可能である。歯止めはきかない。 一方、センター以外のデータベース 災害や救命用に「血液型」 を 病

目的外利用の

外部提供・

・所得税の賦課額 ・本人及び家族の所得額

・本人及び家族の課税対象資産

- ・居住用として保有する不動産(1戸建 て、集合住宅、農家、別荘、その他)
- 不動産所在地の県の地域番号
- ・建物の類型(建物の種類、大きさ、 建築年、1階建て・2階建て、地下 室の有無、その他主たる定着物)
- 不動産の評価額
- ダイレクト・メール送達の是非

回線を使う等々。

このファイルを最後に変更した日付

えば、容易に拡大できる。

何の意味? 万全なセキュリティ対策 多目的利用が前提で っ て

認したまでの記述といえる。

措置を講じるように求めている。

各センター 間のデータ 転送には専用 住基番号コード情報の各市区町村、 とった、としきりにPRしている。 全な技術的なセキュリティ対策 名などが判明しないようにするとか。 部からのアクセスに備えるために につけるとか。番号コードからは氏 たとえば、番号コードはランダム 最終報告」では、ハッカー など外 を万

ワード)のような場合には意味があ キャッシュカードの暗証番号 (パス 確かに、こうした対策は、 預金取引 のような特定ない 銀行の

最終報告」では、住基番号コー

ろで目的外利用されないように、当

情報主体である住民の知らないとこ 情報が無制限に外部に提供されたり、

当該情報についての法的及び技術的な 情報にアクセスし管理する者の規制 持および安全性確保をねらいに、当該 利用目的の特定・明示を求めている。 該情報を受領する行政機関に対し、 当然に必要な、最低限の措置を確 また、住基番号コード情報の秘密保

れた住基番号コード情報が、

不法ま

防げるからである。データのリークや不法なアクセスはセキュリティがしっかりしていれば、ドは、一つの閉鎖されたシステムのドは単一の目的に使われる番号コーしは単一の目的に使われる番号コー

る」ことも想定されている。 は基番号コード・システム にだけ利用されるものではない。また、 は基番号コード・システム にだけ利用されるものではない。また、 は基番号コード・システム にだいが利用されることになっている。つ

の際に熱さましを飲む に等しい。は、たとえあったとしても、 肺炎に 不当表示 といえる。その効果とんど意味をなさない。また明らからなせキュリティ対策 は、ほ号コード情報システム単体に対する範な目的に使われる場合、住基番範な目的に使われる場合、住基番

一方、こうして民間機関に提供さい、納税者番号としては使えない。と、納税者番号としては使えないとするならない。逆に、源泉徴収義務者(勤務先)中税理士など民間機関に、住基番号や税理士など民間機関に、住基番号としよう。この場合、サラリされたとしよう。この場合、サラリされたとしよう。この場合、サラリ

るのは困難である。納税者(勤労者)が、それを追跡すられる。しかし、データ主体であるたは不当に再提供されることも考え

のわざである。 な情報提供源を特定するのは、至難発見したとしても、犯人である不法されたりすると、たとえ不法利用をいわゆる データ・ロンダリング

いようがない。

いようがない。

に収集できる。こうした形での対策
情報は「コンピュータ・プロファイとんど意味がない。この程度の基本
とんど意味がない。この程度の基本
さる限り、住基番号コード情報の転
する限り、住基番号コード情報の転

るのか?、と疑いたくもなる。線設置のための「予算かせぎ」にああるいは、本当のねらいは専用回

セキュリティ対策もできる。 に利用が限定されているからこそ、 が極端に限定された番号である。当 に利用が限定された番号である。当 をはいい。このように、利用目的 が極端に限定された番号である。当

うというインセンティブも小さくなら、外部者が不法に入手して利用しよまた、利用価値も限定されることか

うとしないのと同じである。 誰もその番号に無理やりアクセスしよスポート目的にしか使われないから、る。 いわば、パスポートの番号は、パ

け次第 というわけである。をどう扱うかは、センターの お情い形となっている。つまり、申し出とどまる。権利としては請求できないては、単に 申し出 ができるにいころが、内容等の「訂正」につところが、内容等の「訂正」につ

え方があるためだ。知しまいとする日本の行政当局の考いう意味でのプライバシー 権を、認る「自己情報のコントロール権」とは、先進諸国では一般的となっていこうした構図となっている背景にこうした構図となっている背景に

分かる。 とみていることが、よくしの課題 とみていることが、よく

を設けて何ができる?センター 内に苦情処理組織

に努力する、としている。 織を設けるなどにより、適切な対応 るために、センター内に苦情処理組 開示等に関する苦情や照会等に応じ は基番号コード情報の利用、提供、 「最終報告」では、センターにある

を導入した。 利用を限定した番号 (TIN) 制度対で流産した。その後、課税目的にうな国民総背番号制度は、国民の反究会の「最終報告」が考えているようリアでは、現在、自治省の私的研すでに指摘したように、オーストすでに指摘したように、オースト

ッショナーが設置されている。いても、同様のプライバシー・コミー)を設置した。また、カナダにお機関(プライバシー・コミッショナ也たプライバシー専門の苦情処理しかし、その際に、議会直属の独しかし

権限を持っている。
査や是正勧告を行えるなど、強力な関への質問検査のみならず、立入調工れらの苦情処理機関は、行政機

与えられていなければ、様々な苦情たとしよう。しかし、満足な権限がンター内に苦情処理組織が設けられ「 最終報告」がいうように、仮にセ

社会における国民の人権を保障するの代表者である国会で、高度情報化ないのである。言い換えると、国民

た制度の検討をまかせていてはいけ

したがって、本来、役人にこうし

なのかを真剣に議論しようとしない

構築することになる。

括的な仕組みを、どう構築すべき

ぶことが考えられるからである。報の、組織的な不法利用などにも及内部で起こりうる住基番号コード情る。なぜならば、苦情は、行政機関を的確に処理することは不可能であ

識がないからである。 さぜ「最終報告」は、こうした腑は第一に、自分らは今まさに、 国民総背番号制度 や 国民皆登録証民総背番号制度 や 国民皆登録証民総背番号制度 や 国民的登録証 は、こうした腑ながないからである。

たこ、『女匠をひなり拝兄なべた大だけに懸命だからである。 ただ縦割行政の中で、縄張りの拡

け足し と考えているためである。苦情処理請求権などは、まさに つある。つまり、 最初に住基番号コある。つまり、 最初に住基番号コカるがらで、 最初に住基番号コカを行っているために、省庁間の計を行っているために、省庁間のおを行っているために、省庁間のおり研究会が検

から、こうなってしまうのである。

るようになる。(以下「データ照合」)が容易にできータ交換、データ結合、データ照合使ってデータベースをつくれば、データで機関は、住基番号コードをデータ照合の禁止

したのとおり丁枚機関目互の では、住基番号コード による 机上の空論 に近い提案と で、若干、現実を知らない「素人」 である、と説 である、と説 であるが、まことに結構である、と説 では、コン を使ってつくられたデータベースと、 を使ってつくられたデータバースと、

役人が考えているのは、地方自治庁が、そのまま認めるとも思えない。な番号制度」を、大蔵省など他の省の人情報保護措置も可能になる。してデータ照合」が 禁止 されれば、もし、このとおり行政機関相互のもし、このとおり行政機関相互の

と思われる。 はずしてしまえばよいといった考え、かつきには、デー 夕照合の壁も取りのまり、住基番号コード導入のあ度やればよい、ということであろう。 削除させるのと同様の作業をもう一体の条例からオンライン禁止条項を

うということであろう。
ちは、大学のであるが、大学のであるが、大学のでは、そこで、ととなる。しかし、これでは、最終報かけた省庁間での綿密な調整が必要がは、しいうことになると、長い時間をしいずれにしろ、「データ照合」の規

ことを祈るばかりである。 案 を本心から尊重し、豹変しない善自治省が「最終報告」のこの 提はフタ をしておこうということだ。いわば、しばらくの間 臭いものに

規制の内実民間部門での自発的利用の

号コードを使って、データベースを調査機関、保険会社、学校・病院な利用を放任すれば、金融機関、信用民間機関での番号コードの自由なに使われることになる。

が可能になる。 に、大量に、短時間に収集することスし、あらゆる個人情報を、効率的各種のデータベースに相互にアクセードを マスターキー として使い、用ができるとすると、各人の番号コーができるとすると、各人の番号コージのに、番号コードの無制約な利さらに、番号コードの無制約な利

めのない状況にある。 番号コードのない今ですら、歯止用 する企業が、当然に出てくる。 人情報を、 商品化 あるいは 濫 そうなれば、こうして収集した個

め、強い批判を受けた。どうか明確にされなかった。このた的)利用を、規制するつもりなのかによる住基番号コードの自由(自発先の「中間報告」では、民間機関

的考え方が示された。報告」では、次のような趣旨の基本にうした批判に応えるため、「最終

以上が、「最終報告」の基調骨子で以上が、「最終報告」の基調骨子でいまったがある。一方、個人のプライバシーへのインパクトも非常に強くなる。一方、個人のプライバシとを認めることには、一定のメリッとがある。一方、個人のプライバシーがある。一方、個人のプライバシーがある。一方、個人のプライバシーが自由にデータベースを構築するこが自由にデータベースを構築するこが自由にデータベースを構築するこが自由にデータベースを構築することには、一定のメリッとを認めることには、一定のメリッとを認める。

ある。

住基番号コード情報の提供を行わなるために、原則として民間機関には「最終報告」では、. 抑制的 であ規制は本当にできるのか 民間での自由な利用の

いとしている。

としている。
コードの提示を求めてはならない、
取引の条件等として、強制的に番号
ータベースをつくるなどをねらいに、
がある者は別として、民間機関はデがある者は別として、民間機関はデ

すか」といわれるのは、周知の事実 のではないだろうか。 できません」といえる市民は少ない である。この場合、「いえ、 協会の会費の方、ご協力いただけま ド(ないしはカード)の提示を求める 確認目的で(任意に)、住基番号コー ない」、とすることはできない。当該 は定期券購入者に対し、「住基番号コ ことは構わない、ことになっている。 コードの織り込まれたカード (住民カ ド)の提示強制も同じことである。 ドを提示しない限り定期券を売ら したがって、たとえば、JR各社 運転免許証の更新時に、「交通安全 かし、定期券購入者に対し、本人 私は協力

面倒でも住基番号コード(カード)同じように、「お取り引きの前にご

ードの使い途を追跡するのは、さらまた、こうして開示された番号コいていは拒否するのが難しい。よろしいですね。」と請われたら、たで本人確認をさせていただきますが、

に、将来に禍根を残す。

いかなる場合であっても、本人確認の目的で住基番号コードを使うことの目的で住基番号コードを使うことの目的で住基番号コードを使うことの目がでは基番号コードの織関に、対したがって、住基番号コードの織したがって、住基番号コードの織

データベース規制は困難専門の監視機関なしで、

「最終報告」では、民間機関は、法「最終報告」では、民間機関は、法を担合して、住基番号コードの納税者番号では、住基番号コードの納税者番号では、住基番号コードの納税者番号では、住基番号コードの納税者番号では、住基番号コードの納税者番号がは、住基番号コードの納税者番号がは、任基番号コードの納税者番号がは、任基番号コードの機関は、法を理由に 住基番号コードの提示を理由に 住基番号コードの提示を求めることになる。

らないことになっている。使ってデータベースをつくってはな別として、提示された番号コードを雇用主は、法令で許される場合は

パーソン)も、わが国にはない。シー専門の苦情処理機関(オンブズ関として設けているようなプライバ議会直属の機関ないしは独立行政機がけ込み救済が求められるようにと、海したように、多くの先進諸国が、関には適用がない。また、すでに指関には適用がない。また、すでに指

数は、膨大である。 数は、膨大である。 を関によって情報上のプライバシーを 度は、ほとんど未整備の状況にある。 で最終報告」が民間機関での住基番 をは、ほとんど未整備の状況にある。 で最終報告」が民間機関での住基番 ではよい。しかし、民間部門で のくられている各種データベースの のくられている各種データベースの のくられている各種データベースの のとまではよい。しかし、民間機 によって情報上のプライバシーを

めのインフラストラクチャー (基盤)始めとした、プライバシー 保護のたた強力な権限を持った機関の設置を迅速な被害者救済のできる、独立し不法行為の監視、効率的な規制、

人格権は護られない。が整備されなければ、私たち国民の

それにもかかわらず、「最終報告」く利用される可能性が強い。壁を越え、さらには民間機関でも広ードは、言うまでもなく、省庁間の「最終報告」が想定する住基番号コ

ある。 導入案(最終報告)に、絶対反対で総背番号制度 国民皆登録証制度 私たちPIJは、自治省の 国民

### 要

旨

### 住民記録システムのネットワー に 関する研究会報告書 へ 最 終報告 クの 書 構 築等

九九六年三月二八日

自 治 省 行 政 局 振 興

課

ットワークの構築等に関する研究会」 発表された「住民記録システムのネ 興課が作成した「報告書のポイント」 最終報告について、自治省行政局振 以下の記事は、去る三月二八日に 再録、掲載した。

### 目 的

全国的な本人確認のためのネットワ 記録された全ての住民を対象とした、 効率化を図るため、住民基本台帳に の住民サービスの向上と行政の簡素 発に展開しているという状況の下で もに、全国的な住民の移動や交流が 地方分権の流れに対応していくとと クシステムを構築する。 般化し、地域間の交流や連携も活 今後の高度情報化社会や高齢社会

### 2 制度の概要

# ネットワークシステムの構成

日の四情報と住民基本台帳コード る。氏名、住所、 ネットワー クシステムを構築す 全国の市町村を通信回線で結び 性別及び生年月

> サーバー)を各市町村に新たに設 ューター (コミュニケーション・ 全国単位センター とを専用回線で 置し、これと都道府県センターと (後述)を転送するためのコンピ

の安全性を確保する。このシステ ステム」という。) システム」( 以下「ネットワークシ ムを「住民基本台帳ネットワーク ないようにし、住民基本台帳情報 外部からいかなるアクセスもでき 民基本台帳電算システム自体には ネットワーク化に当っては、

ムとして構築する。 共団体共同の分散・分権的システ 国のシステムではなく、地方公

から、万全の技術的なセキュリテ 当たっては、個人情報保護の観点 対策を講じる。

のとする

が生じる等の正当な理由がある場 台には変更しうるものとする。

ネットワークシステムの構築に

住民基本台帳コードの設定

構成要素として、また、ネットワ ネットワークシステムの基本的な

> ークシステムを通じて本人確認を う。)を設定する。 台帳コード(以下「コード」とい る全国共通の重複しない住民基本 行うために、住民個人を単位とす

の中からランダムに設定する。 センター により発行された乱数群 コードは10けたの数字からなるも コードは、市町村が、あらかじめ

動を行っても原則として変わらな が判別できないようにする。 町村や、氏名、住所等の個人情報 いが、本人が不利益を受ける事態 に本人にコー ドを通知する コードは、市町村を越えた住所異 市町村はコードを設定後、 コード自体からは、コード設定市 速やか

# センター の設置及びその性格

ものとする。 ンター を設置する センターは、 都道府県単位及び全国単位のセ 以下の機能を果たす

絡調整機能 ネットワークシステム内の 連

の窓口機能 (3参照) コードの技術的なチェック機能 他の行政機関への四 情報提供

> エ 市町村の住民基本台帳電算シ 都道府県単位センター の機能につ ステムのバックアップ機能

して設置する。 いては、都道府県の共同の組織と 置付ける。 全国単位センター につ いては、都道府県の事務として位

ともに保有する。 性別及び生年月日の四情報(現在 の適切な処理を行うための審議組 ムに係る住民からの相談・苦情等 開情報とされている。) をコードと も住民基本台帳の閲覧等により公 センターに、ネットワークシステ センターにおいて、氏名、 住所、

### 住民基本台帳カード

織等を設ける。

に発行する。 ド。以下「カード」という。) を住民 通様式のカード(住民基本台帳カー 本人の申請により、 受けることができるようにするため、 用してより積極的に行政サービスを 住民がネットワークシステムを利 市町村が全国共

3ネットワークシステム の利用分野 住民基本台帳事務の 効率化・広域化

(例)

「「十)に載いる」にはなりないの簡略化・効率化・転入・転出事務(年間四六〇万件)

・災害時等における住民基本台帳電できた者(再転入者)の正確な把握・転出後短期間のうちに再び転入し・転出後短期間のうちに再び転入し民票の写し等の交付

# 本人確認事務への利用他の行政機関における

算システムの補完

(例) 情報保護措置を講じた上で活用する。 用を限定するとともに、必要な個人 法令上明確に規定された分野に利

の添付の省略(各種免許の申請・変・行政手続きにおける住民票の写しビスの利用の際の本人確認など)の際の本人確認、広域的な公共サーの際の本人確認、広域的な公共サー時・緊急時等の本人確認、旅券交付時・緊急時等の本人確認、 災害効率化 (選挙の際の本人確認、 災害

認事務の省略・公的年金等の受給者に係る現況確更、各種給付の申請など)

は、このネットワークシステムの活号制度が導入される場合において議論等を踏まえて将来的に納税者番・政府税制調査会をはじめ各方面の

用が可能

### が想定される場面 その他カードの活用

可能となる。

可能となる。

の簡素化、窓口業務の効率化をはじめ、本人の選択によりIDカードとめ、本人の選択によりIDカードとめ、本人の選択によりIDカードとか、本人の選択により、申請手続きの指表化、窓口業務の効率化をはじる。

### 個人情報の保護

措置を講じる。
ついて法令上及び技術上万全の保護にも対応できるよう、以下の事項に則を前提とするほか、今日的な課題

### に係る保護措置 ネットワークシステム

ていっしい。 さいできる者を限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっては、法令上限定する。 でいっか、 できる場合及びその利用目 の行政機関がデータ提供を受け を受ける。 でいっか、 でいっか。 でいっか、 でいっか。 でい。 でいっか。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい

アクセス監視)を講じるエック、ネットワークシステムへのワード等による端末操作者の認証チの利用、通信データの暗号化、パス要な技術的保護措置 (例:専用回線要な技術的保護措置)

する。 ついての開示請求等を認めることと センターに対する自己のデータににより、最新性・正確性を確保する。 ては、ネットワークシステムの活用 センターが保有するデータについ

してはならないこととする。 ベースと他のデータベースとを結合コードを基礎に構築されたデータ

民間部門の利用規制に係る措置

法令上の権限を有しない者は、取供を行わないものとする。民間機関には原則としてデータ提

築をしてはならないものとする。 - ドを基礎としたデータベースの構法令上の権限を有しない者は、コ

求めてはならないものとする。

引の条件等として、コードの提示を

## 5 今後の検討について

面における論議を経て、その導入に体となる地方公共団体をはじめ各方トワークシステムの導入や運用の主自治省においては、今後、このネッ住民基本台帳制度を所管している

図るべきである。 ネットワークシステムの早期導入を向けた法制的・技術的検討を進め、

### 別図

図2 コミュニケーション・図1 ネットワークシステムの概念図

図3技術的な安全性サーバーのイメージ 略

図4 住民基本台帳カード

確保措置のイメージ

略

受票のイメーブ 各図6 市町村内任意の投票所における 本台帳電算システムが稼働しな図5 災害時等において市町村の住民基

図8 他の行政機関等における図7 緊急時等の安否確認のイメージ 略図7 緊急時等の安否確認のイメージ 略

公共サービスのイメージ 略図9カードを利用した広域的な本人確認のイメージ 略

(10 年金業務における現況確認手続公共サービスのイメージ)略

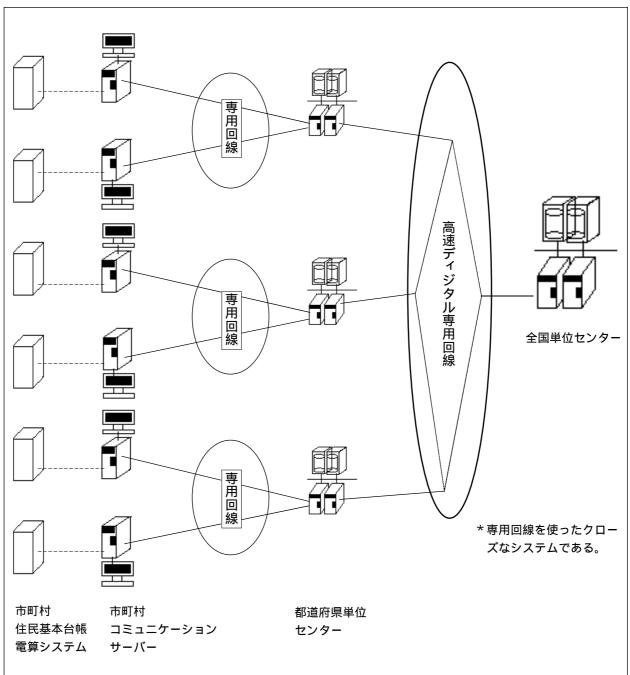
义

### (資料編) 略

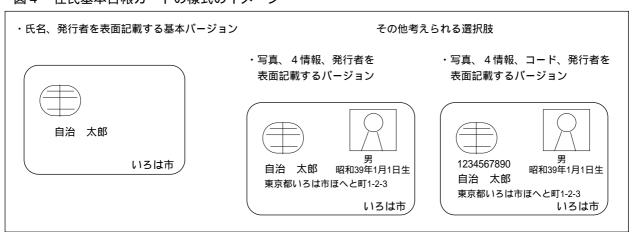
### 《編集部より》

 1996.04.15 © 1996 PIJ

### 図1 ネットワークシステムの概念図



### 図4 住民基本台帳カードの様式のイメージ



# 「最終報告」をどう報道したか?新聞は、自治省研究会の

主要全国紙の住民基本台帳番号制度をめぐる社説・解

終報告」を、報道した。

する。見を抜粋し、以下にその要旨を報告「最終報告」に対する各紙の見解・意善各紙の社説・解説記事のなかから、

東京新聞 (96・3・29朝刊)

国民総背番号

の導入を最終提言

の一人一人に番号を付ける「国民総自治省の研究会は、住民基本台帳

議を呼びそうだ。(解説記事)プライバシー保護問題とも絡んで論番号制度」に発展する可能性があり、とする報告書をまとめた。制度が導とする報告書をまとめた。制度が導

東京新聞(96・3・29朝刊)

自治労が見解発表

についてなお検討を要する。 であり評価できるが、その実効性との保護措置は、個人情報保護法にとの保護措置は、個人情報保護法にとの保護措置は、個人情報保護法にとの保護措置は、個人情報保護の侵害報の中央管理、個人情報保護の侵害

東京新聞 (96・3・29朝刊)

ける。

「事務効率化」というが 「事務効率化」というが

金番号方式」採用が有力。このため、納税者番号制度の方式は、厚生省利用される可能性があることも問題。国民総背番号は、納税者番号制度に

め、国民の幅広い論議が必要。を急ぎ、納税者番号制度実施の際、この方式を採用させようと巻き返した図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。省庁間の主導権争いの側面を図る。当時では、国民の幅広い論議が必要。

(政治部解説記事)

毎日新聞 ( 96・3・2朝刊)

害への恐れなど報告書は説得力に欠ることへの抵抗感、プライバシー侵人ひとりが国によって付番管理されて済まされる問題ではない。国民一情報の電算化は時代の流れといっぱ得力欠く「危機管理」

乗権になってしまう。 番号制度は地方分権どころか中央 が現れ、システムに参加しないとい が現れ、システムに参加しないとい が現れ、システムに参加しないとい が現れ、システムに参加しないとい が現れ、システムに参加しないとい を記さい。この

制が起こらないと保証できるか。カのためカード提示を求め、暗黙の強というが、行政側がやがて本人確認カード発行も本人の同意に基づく

なことになる。 プライバシー 保護の観点からも危険自の情報を盛り込むことになると、ードに個人の健康状態など市町村独

なるのかどうか。
は禁止されているが、タマッチング」は禁止されているが、クマッチング」は禁止されているが、のデータベースと合わせて膨大な個のが、のが、のが、のが、はないのでのが、はないのでのでのができない。

は見えてこない。 でいった という は見えてこない。 アムを買い取れば約千三百億円、リテムを買い取れば約千三百億円、リテムを買い取れば約千三百億円、リールを買い取れば約千三百億円、リールを買い取れば約千三百億円、リールを開発に、自治省試算ではシス

たとはいえまい。(解説記事)といわれる状況ではとても機が熟し置は自治省の天下り先確保が狙い」さらに他の省庁から「センター設く

毎日新聞(96・3・3朝刊)

行政の事務処理の次元にわい小化しまな影響を与えるのか、日本の将来にどんい。国民に番号をふるということは、おの響を与えるのか、日本の将来にどんおい。国民に番号をふるということは、はの事では、その場をいっとが国全体の中でどういうは、は、の場での場で最善の努官僚は、その場その場で最善の努国民が辛抱強くチェックの必要国民が辛抱強くチェックの必要

で、いかに本質的問題から国民の関
て、いかに本質的問題から国民の関
て、いかに本質的問題から国民の関
にいいに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをそらすかに、官僚はその優秀ないをといいがに本質的問題から国民の関

エックしていかねばならない。 は絶望的である。しかし日本から逃は絶望的である。しかし日本から逃は絶望的である。と日本の行政システムる。こうなると日本の行政システムとしているのは、天下りポストを作としているでは民番号制導入を図ろう自治省が住民番号制導入を図ろう

① 日曜論争・論戦に思う])

日経新聞 (96・3・29朝刊)

可欠。

(解説記事)

とうのは、個人情報保護に関する条

ント。国民の政治や行政への信頼感や不安を解消できるかが最大のポイ番号を付けられることへの違和感

期待したい。 (「社説」) などう確保していくかが重要。

読売新聞 (96・3・29朝刊)

利用拡大は慎重論議必要

個人番号制度の導入に当たっては台帳番号制度の優れた点をアピール台帳番号制度の優れた点をアピールタ回の報告書は(厚生省の「基礎

俵」を広げた議論と国民の理解が不さるほどであってもおかしくない。ぎるほどであってもおかしくない。ぎるほどであってもおかしくない。ぎるほどであってもおかしくない。

読売新聞 (96・3・29朝刊)

度」が独り歩きしていいのか。 関する議論も不十分なまま、「番号制シー 侵害の可能性への歯止め措置にとする十分な論議もなく、プライバとする制度は開かれた論議で

んどん進行すること。 (社説) か、本格的に議論をする必要。むしろ、 最も警戒しなくてはならないのは、 最も警戒しなくてはならないのは、 最も警戒しなくてはならないのは、 の次元にとどまって、議論もしるい (番号) システムはどうあるべき 的(番号) システムはどうあるべき のどん進行すること。 (社説)

朝日新聞 (96・3・29朝刊)

情報保護なお不安主導権巡り思惑も

現段階での導入に危うさがつきまい。「とにかく制度をスタートさせ、十分な「回答」を示したとは言えなた「中間報告」への批判に対して、た「中間報告」への批判に対して、最終報告は、「国民総背番号制」最終報告は、「国民総背番号制」

にしていない。

は、個人情報の保護措置を、自治省は、個人情報の保護措置を、正で対応する考えだ。ただ、一九八住民基本台帳法など個別の法律の改住民基本台帳法など個別の法律の改任民基本のではないがらだ。

自治省が導入を急ごうとしている

帳の優位性をアピール。制度がある。 最終報告は住民基本台トさせようとしている基礎年金番号背景には、厚生省が来年一月スター

朝日新聞 (96・3・31朝刊)

ごうとしているのか、疑問である。 住民基本台帳をもとに、全国民に 住民基本台帳コード」と称している。 しかし、表現を変えても実態が変 しかし、表現を変えても実態が変 しかし、表現を変えても実態が変 もなる者号をつけるという構想は、 ではない。国民の間で議論 かるわけではない。国民の間で議論 かるわけではない。国民の間で議論 を が盛り上がっていないのに、なぜ自 が盛り上がっていないのに、なぜ自 が盛り上がっていないのに、なぜ自 が盛り上がっていないのに、なば自 が盛り上がっていないのに、なば自 が盛り上がっていないのに、なば自 が盛り上がっていないのに、なば自 が盛り上がっていないのに、なば自 が盛り上がっていないのに、なば自

然としてわからない。ぜいまこの制度が必要なのか、は依を進めてきた。しかし、そもそもな

摘されている。いう思惑の存在が、他省庁からも指省庁間の権限争いで優位に立とうと行政分野で進む番号化の中心に据え、自治省の、住基番号制度を国の各

また、システムを管理する都道府県トロール権限を手放すまい。形に。しかし、同省は実質的なコン同設置とし、自治省は後ろに退いた全国センターは都道府県による共

せれば、即徹底した制度になる。でも省益拡大がちらつく構想である。所得や納税、年金の記録を乗るを持って暮らしている。しかし、全国民にもれなく共通の番号をつける国国民にもれなく共通の番号をつける国国民にもれなく共通の番号をつける国国民にもれなく共通の番号をつける国民総背番号制度は、次元の異なる問題を表する。

導入には反対である。 (社説)たいと考える。国民総背番号制度の複数の番号を持って暮らす方を選び元的に管理される危険を冒すよりも、私たちは、すべての個人情報を一

毎日新聞 (96・3・31朝刊)

自治省の狙いは一言でいえば国民国民総背番号だ

はという基本的問題がある。法の保障する個人の尊厳を侵すのでまれた瞬時に番号を付す行為が、憲総背番号制の導入。国家が国民の生

かけていくべきだった。

ない、この報告書には手続き面と内容面には手続き面と内容面には手続き面と内容面には手続き面と内容面には手続き面と内容面には手続き面と内容面には手続き面と内容面にの報告書には手続き面と内容面にの報告書には手続き面と内容面にの報告書には手続き面と内容面にの報告書には手続き面と内容面にの報告書には手続き面と内容面

いこうというのは、汚いやり方だ。 見通しを明らかにせず、あいまい に番号管理社会に自己増殖していく。 に番号管理社会に自己増殖していく。 に番号管理社会に自己増殖していく。 の事務処理でなく、国の在り方を左 の事務処理でなく、国の在り方を左

っていくべき。 ス結合禁止法なりを、きちんとつく がない。もし絶対にそれをさせない の結合を、どう禁止するのか、内容 のだりされている。データーベース プライバシー保護の具体的提案が

情報が役所や企業から漏れて売られ絶対にダメとは言っていない。個人民間利用をさせないとしているが、

を研究したのだろうか。ついて、番号の民間利用やその功罪すでに番号制の導入されている国に会はその実態を調べたのだろうか。

(T

制携帯に近づいていく。利用されるようになり、限りなく強となっているが、身分証明書としてカード発行もあいまい。任意取得

むことができるのか。

むことができるのか。個人が番号を拒むったのであり、地方自治体への押しつまのであり、地方自治体への押しついが自治体からそんな声が上がったとは聞いていない。今回は自治省が地方自治体からそんな声が上がったいが。場代書は総背番号制が地方分権に報告書は総背番号制が地方分権に

身分証明書としての必携強化。行く末は、結局はカードの多目的化、膨大な投資の費用対効果を考えた

白石孝さんの発言から)な情報公開を求めていきたい。 (日曜論争・住民番号制な情報公開を求めていきたい。 総合的払たちはデーターベース設置法の

共同代表として発言されたものです。市民団体「プライバシー・アクション」パネラー となっ た方です。 右の記事は白石孝さんは、先日のPIJシンポで、

編

び

NetWorkのつぶやき

・自治省の「最終報告」、本号の、PIJの分析と新聞各紙の解説をお読みいただければ、そのとんでもない「まやかし」の正体がおわかりいただけるでしょう。ただし、日経新聞は「最終報告」を納税者番号制度の「一選択肢」としか考えていない。こんな論調では、日本の経済を「指導」する新聞として、恥ずかしいと思うのだが……

### プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IB **ビル**10F 〒171

Tel/Fax 03-3985-4590 編集·発行人 橋 正 美 Published by

Privacy International Japan(P | J IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171,Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590